

学生と教員の見方



「アピールポイント」
香川県を話題とする機会に恵まれました。またなじみのうどん屋さんに行くのを楽しみにしています。

【学生の見方&考え方】
(2年 鶴巻晃之助)

都市計画の講義で香川県の線引き廃止に興味を持った。

1960年以降特に顕著となった都市部への人口流入で起きた無秩序な開発に危機感を持った建設省などが、68年都市計画法を改正して線引き制度を導入した。香川県は71年高松市、丸亀市、坂出市の3市の一部と牟礼町、宇多津町2町の全域に設定、2000年の法改正で線引きが都道府県の選択制に変更され、04年香川県は全県的に線引きを廃止した。

都市計画と不動産④

各関係者へのヒアリングや反応が興味深い。県関係者は、2000年の法改正以前から地方都市の実情にあった柔軟な都市計画制度を求めており、法改正後直ちに議論が顕在化し廃止は必然的だったと。高松市と坂出市は線引きによる人口の社会減や市街化調整区域住民の不满を主な理由として廃止を求めているとした。一方で選択制の議論のため設置された県の委員会は、上記2市の要望は市や土地所有者の意向が大きく都市計画の視点が希薄との指摘や、維持56%廃止による選択制が制定されたと

香川県から見る区域区分制度の実際

生活圏広域化を意識すべき

【教員による展開】
(小杉学教授)
都市計画法の区域区分制は、都市計画区域を、開発を可能とする市街化区域と開発を制限して農地や森林を保全する市街化区域に区分する制度であり、「線引き」と呼ばれている。人口の増加が市街地の拡大をもたらしていた時代には、線引きによって市街地の範囲を定め、農地や森林にまで無秩序な市街地が拡大していくことを防ぐとした。また市街地の拡大がみられず、線引きを保留していた区域は、いつかは線引きをする「未線引き区域」と呼ばれた。人口減少社会が到来すると、そのまま市街地の拡大が見込まれない未線引き区域も現れた。2000年の法改正では、一部のエリアを除き、線引きをするか否かは都道府県の判断に委ねられた。線引きをしない都市計画区域は「未」ではなく「非線引き区域」と呼ばれた。同じである。広域的視点でコントロールできる都市計画制度が求められている。

人口増加が市街地の拡大をもたらしていた時代には、線引きによって市街地の範囲を定め、農地や森林にまで無秩序な市街地が拡大していくことを防ぐとした。また市街地の拡大がみられず、線引きを保留していた区域は、いつかは線引きをする「未線引き区域」と呼ばれた。人口減少社会が到来すると、そのまま市街地の拡大が見込まれない未線引き区域も現れた。2000年の法改正では、一部のエリアを除き、線引きをするか否かは都道府県の判断に委ねられた。線引きをしない都市計画区域は「未」ではなく「非線引き区域」と呼ばれた。同じである。広域的視点でコントロールできる都市計画制度が求められている。